

# 匝瑳市観光協会規約

(名称)

第1条 本会は、匝瑳市観光協会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、匝瑳市役所内に置く。  
2 事務所には、事務局員を置き、本会の事務処理を行う。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の密接な連携のもと、県立九十九里自然公園及び市内名所、文化財等の史跡の保全に努めるほか、観光開発を促進し、観光客の誘致及び特産物の宣伝高揚を図り、あわせて本市の産業経済の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 観光開発事業の計画及び促進  
(2) 市内の名所、史跡及び公園の施設整備と保護  
(3) 観光客誘致のため宣伝紹介と資料収集  
(4) 観光事業に関する調査研究  
(5) その他協会の目的達成に必要と認めた事業

(会員)

第5条 本会の会員は次の者をもって構成する。  
(1) 市内に居住する個人及び団体で本会の趣旨に賛同する者  
(2) 観光事業に関係深い職にある者及び学識経験者

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。  
(1) 会長 1名  
(2) 副会長 3名以内  
(3) 理事 若干名  
(4) 監事 2名

(役員を選任及び任期)

第7条 役員は総会において選任する。  
2 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。  
3 補欠によって就任した役員は、前任者の残任期間とする。  
4 役員は任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員は職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。  
2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。  
3 理事は、会務を執行する。  
4 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問)

第9条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、会長が総会に諮り委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じるとともに、会議に出席し意見を述べるができる。

(会議)

第10条 会議は、会員の出席する総会と役員で構成する理事会とする。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、会員及び役員半数以上で成立し、議事は出席者の半数をもって決する。ただし、可否同数の時は議長がこれを決する。

4 会議は、委任状をもって出席者とみなすことができる。

(招集)

第11条 総会は、毎年会計年度終了後速やかに会長が招集し本会の予算・決算及び事業計画、規約改正等重要事項を決議するものとする。ただし、必要により臨時に召集することができる。

2 理事会は会長が招集し、本会の運営に関し企画立案するとともに、総会に付議すべき事項、その他会務に必要な事項について審議処理する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費及び補助金、その他の収入をもってこれにあてる。ただし、第5条第2項の会費については、会費を徴収しない。

2 会費は、年額1口1,000円とする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(補則)

第14条 この規約で定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

本規約は、平成18年6月1日より施行する。